



Title	帝国改造の政治思想 : 世界戦争期の吉野作造
Author(s)	平野, 敬和
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 2000, 34, p. 1-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/56447
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

帝国改造の政治思想——世界戦争期の吉野作造——

平野敬和

問題の所在

「戦後五十年」に際して、『吉野作造選集』と『丸山真男集』がほぼ同時並行して刊行されたことには、冷戦体制の崩壊後にいま一度、近代日本におけるリベラル・デモクラシーの系譜を再確認する意図が込められていたことを、容易に想像できる。しかしながら、「大正デモクラシー」と「戦後民主主義」という、二度にわたる世界戦争を契機としてそれぞれ生まれたデモクラシー運動の理論的指導者である吉野と丸山の相関性は、それほど自明なものではない。むしろ私には、近代日本思想史研究において、「戦後民主主義」からの視線に強く規定されてきた「大正デモクラシー」像についての再検討が今日迫られているように思われるのである。植民地帝国日本の転換点にあつて、新たに帝国の改造を試みた吉野に対し、他律的に帝国が崩壊した後、新しい国民共同体を立ち上げることを企図した丸山の思想的営為は、かなりの断絶を含む形で存在しているだろう。⁽¹⁾

1 本稿は主として、一九一〇年代から二〇年代にかけての吉野作造（一八七八—一九三三年）の論説を取り上げ、

当該期に帝国の改造が主題化される場面を取り出すことを試みるものである。一般に「大正デモクラシー」期と呼ばれるこの時期は、初めての世界戦争を経験し、その戦争が促す国際秩序の構造変動に連動する時代であった。古典的な帝国主義的政策の正統性が疑われ、新たに協調的外交（吉野は「国際民主主義」の時代と認識した）が主唱されたことには、戦時に顕著となった被抑圧民族のナショナリズム運動の高揚と、ロシア革命の勃発が大きく作用している。帝国日本の支配原理が動揺するものも、この戦争を契機としてのことである。当該期における吉野のテキストからは、戦争を契機とするこの変動のあり様をクリアーに読み取れよう。

本稿では、吉野が世界戦争を契機とする世界秩序の再編に呼応する形で展開した議論の、二つの場面に注目する。第一に、戦争勃発前後の思想情況において、帝国内部での政治領域の確立を目的として新たな政治的主体を立ち上げる「民本主義」論が提示されると同時に、植民地朝鮮の統治批判論が発表されるといふ場面である（本稿第一・二節）。第二に、ロシア革命の勃発や戦争の終結という外交的な事件を契機として、植民地におけるナショナリズム運動に呼応する植民地自治論が民族自決主義を主導する立場から展開され、また自らの拠って立つ政治理論の再編を企図した「政治学の革新」が主唱される場面に注目する（本稿第三・四節）。

第一の場面に關しては、「民本主義」論を提示する吉野が、世界戦争期に植民地ナショナリズムからの抵抗にあう地点において、政治概念の自律性の獲得を企図していた、という発話の位置に着目しなければならない。そうした発話の位置が、第二の場面において、日本の知識人に帝国の改造がリアリティーを持つ時代の訪れを認識させたのである。そのリアリティーとは、対外的な膨張により帝国版図内の緊張が否応なく引き起こされるといふコンテキストの中で浮かび上がる問題のリアリティーを指している。

今日今度の戦争を兎も角一つの新しいエポックとして、特別の意味で改造々々といふことを叫ばれた。さういふ特別の意味を有する改造は、労働資本の關係と、此国際關係の二つに向けられて居るものと言はなければならぬ。⁽²⁾

吉野はこの中で、一方に「労働資本の關係」を「国民総動員で総ての人に頭を下げないと戦争の継続が出来ない。そこでどうしても労働者といふものが非常に頭を上げて来る」⁽³⁾ 情況から引き起こされる階級対立、その意味での社会内部の個々人の關係の動揺と捉え（労働運動・農民運動・普通選挙運動・社会主義運動の展開など）、もう一方に「国際關係」の改造を、戦争を契機として従来の帝国主義的政策が正統性を失うとともに、植民地における民族主義運動が本国からの自立を要求する事態、すなわち植民・被植民の關係の揺らぎと捉えている。ここで吉野が当該期の改造問題を、この二つにおいて主題化したことは、戦後の社会改造運動全体を支える原動力としての「民衆の一種の道義的自覚」⁽⁴⁾ を二つの改造問題の根本に据えていたことを意味している。帝国内部のナシヨナリズム運動からの抵抗にあう地点において、あえて労働問題などに代表される政治的主体の立ち上げ要求に応えることはどのようにして可能なのかという関心が、吉野のテキストにおいて主題化されていることを読み取れよう。

先行研究との歴史的視座の違いに言及するなら、本稿においてこうした場面を検討する際、「民本主義」論の提示から「政治学の革新」へと至る政治概念の自律性獲得の作業を、藩閥支配↓民本主義↓国民民主主義といった発展段階の内には理解しない。「民本主義」論の評価に関して、国家的価値の優位を主要な特徴とする近代天皇制国家において、その克服に向けての「可能性」はいかに準備され、私的な個の領域がどのように析出され自立化して

いくのか、という近代日本思想史研究に支配的な歴史叙述を、本稿は踏襲しない。特に丸山真男以降の日本政治思想史研究においては、「個の自立」といった戦後啓蒙的価値を遡及的に投影しつつ、それが準備されてくる過程を歴史に辿るという方法が顕著であり、近代天皇制国家という特殊日本的（＝前近代的）な情況のもとで「近代的」とされる諸価値―戦後啓蒙の構成した近代の理念に照らして「近代的」とされる諸価値―が漸次的に準備される過程を叙述するという関心が支配的である。⁽⁵⁾ こうした叙述では、日本の近代国家化が植民地帝国として膨張していく過程としてあり、その版図の拡大にともなう国家秩序再編の動きの中で、個人が新しく国家の枠組みに組み込まれていくというプロセスが重視されることはない。本稿ではそうした立場とは異なり、近代国家の膨張が絶えず国民を再定義していくプロセスを、吉野が政治学という学知編成の場において主題化したことに着目する。

さらには、吉野の「国際民主主義」論から導かれる植民地統治批判論を、同化主義↓植民地自治論↓政治的独立といった段階において発展的に植民地解放が進行するという道筋では理解しない。吉野の植民地自治論は植民地解放を主課題としたものではない。先行研究においては、吉野の植民論は「民本主義」論の対外的適用としてあったと理解されてきたが、ここではそうした解釈の是非が問われなければならない。⁽⁶⁾ すなわち、植民地に民族自決主義を採用し非主体としての植民地住民に自立への道を開く吉野の議論が、政治的な主体の立ち上げをも予測する形で展開されるとしたら、彼の議論には、「民本主義」論の提示する政治学的領域の正統性を揺るがす可能性が内包されていたはずである、という点が看過されるべきではない。

本稿において特に吉野の政治思想を「帝国改造の政治思想」と位置付けることは、以上に述べた問題の所在を明確にするためである。すなわち、私が注目するのは、当該期の吉野において、世界戦争を契機とした構造変動を受

け止める形で国家内部の植民地問題が前景化されると同時に、政治概念の自律性獲得を企図する議論が提起された点にある。帝国内部において政治学的領域を確立するという議論は、絶えずその政治的主体に参与できる人々とそうでない人々を区別せざるを得ないのであって、その意味ではその主体を形成する「内部」を脅かす存在としての「外部」に向き合うことにおいてのみ、政治的主体としての「内部」が形成されていくのである。世界戦争を契機とする帝国の支配原理の動揺とは、そうした「外部」からの抵抗にあう地点において「内部」を立ち上げることの困難性を指している。そしてその事態が意識される場こそ、「帝国という場」に他ならない。東アジアに植民地帝国として存在した日本にあって、帝国の再編がどのように言説上に主題化されるのか、その関心のあり様を当該期の思想情況に位置付けること、それによって他律的に帝国の解体が進行した第二次世界戦争後の知的情況においては自覚化されることのない問題を浮き上がらせることが、本稿の課題である。

一 「民本主義」論にみる政治的主体の問題

日清・日露戦争を含む世紀転換期、帝国主義国家として発展を遂げるには同時に国内において立憲主義の体裁を整える必要があるとの見解は、論壇で盛んに唱えられていた。高田早苗は「帝国主義を採用するの得失如何」の中で、「終りに臨んで一言すべきは帝国主義と立憲主義の關係なり我日本は外に向て帝国主義を採るの止むを得ざると同時に内に在つては立憲主義に因りて国家、国民の安寧幸福を保つ⁽⁷⁾の必要なるを忘る可らず」として、膨張する国家の担い手について、文明国民としての自覚を要求する立憲主義の確立に関心を寄せていた。こうした見解は、同時期の島田三郎・海老名弾正・尾崎行雄・浮田和民・竹越三又など代表的な政論家、そして若き吉野にも共有さ

れていた。そこでは、日清戦争を契機とする対外的な膨張が国内政治改革の要求を促す事態に直面して、新たな政治理論を創出するという関心が顕著である。⁽⁸⁾しかしこの時点で、帝国主義の要請が帝国内部に含まれた諸民族の抗争を引き起こすという事態、すなわち立憲主義国家の主体の立ち上げに関わる抗争が前景化して論じられていると言えないであろう。それゆえ、たとえば吉野はこの時期に新たな政治領域を設定する目的に基づき、「吾人の所謂「国家」とは一国民族の団体の謂なること従来の言議の上に明白に現れたりと信ず。吾人の観る所に依れば国家といふも社会といふも全然別個の觀念にあらず」と述べて、歴史的構築物である「民族」を、政治学の対象となる「国家」という媒介を通して「国民」と等置するという認識の枠組みを示していたのである。

そうした思想情況に対して、世界戦争を契機とする帝国の支配原理の動揺とは、帝国になることと「自民族」国民の発見が同時に進行し、その意味において、帝国の膨張が民族の膨張過程と重なっているという、帝国主義と立憲主義の予定調和的な関係が崩れ、新たに立憲主義の基盤を論じる必要に迫られる地点において生じたのではないか。世界戦争期の吉野のテキストには、この支配原理の動揺が刻印されている。⁽¹⁰⁾本節ではまず、吉野の立憲主義の主張を検討しよう。

大正政変、憲政擁護運動を契機とする吉野のデモクラシー論は、一九一六年一月に発表された「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」において、「民本主義」論として提示される。ここでは、従来の国家学から政治学への転換という課題を担いつつ、既存の寡頭政治＝藩閥支配に代わって立憲制度の確立を主唱することから、新たな政治的主体を立ち上げるといった関心が顕著である。その問題は、「殊に今年の騒動の如きは全然消極的で、即ち政府反対と云ふ事が唯一の主眼で、外に何等積極的の主張と云ふものがない」⁽¹¹⁾がゆえに、かえって喫緊の課題

として浮かび上がると言う。徳富蘇峰は『時務一家言』において、「吾人は天下何人も憲政を破壊せんと試みたるものを見ず、而して突然憲政擁護の聲を聞きしは何そや」と慨嘆し、憲政擁護運動の求める立憲政治の行方に危機感を募らせていたが、吉野はそうした立場とは異なり、「非立憲的」情況に対する批判を提示した。

政治上の原則に従て憲法を運用し、国政を料理する事を我等は憲政と云ふのである。若しも斯う云ふ一定の原則が政治上に於て既に固まつて居るに拘らず、君主は勝手に大臣を任免する事が出来ると云ふ法律論を楯にして、此政治上の原則を蹂躪するものありとする時は、茲に初めて憲政擁護の運動が起るのである。故に憲政擁護の運動は憲法の範囲内に於ける一種の政治的運動にして憲法の法律上の原則を破壊せんとするものではない。憲法の法律上に対する反抗は是れ即ち革命である。革命と憲政擁護運動とは之を混同してはならぬ。⁽¹³⁾

蘇峰に対抗する形で吉野は、憲法の条文に違反する「違憲」と憲法の精神に反する「非立憲」という概念を區別し、憲法に定められた条項の内、特に議院内閣制・政党政治制を蹂躪する天皇大権論を「非立憲的」であると批判したのである。

こうした情況において、新たに代議制度論や普通選挙論が議論の日程に上ることになった。それら制度上の改革が、吉野には時代の要請する政治的主体の拡大要求を満たすために必要なことと思われたのである。吉野は、天皇大権という法制度上の建前のもと、実際には藩閥支配が横行し、「人民」の政治参加が阻まれているという問題を俎上に乗せる目的に基づいて、その政治理論を「民本主義」論として提示した。

デモクラシーなる言葉は、所謂民本主義といふ言義の外に更に他の意味にも用ひらる、ことがある。予輩の考

ふるところに依れば、此言葉は今日の政治法律等の学問上に於ては、少くとも二つの異つた意味に用ひられて居るやうに思ふ。一つは「国家の主権は法理上人民に在り」といふ意味に、又モ一つは「国家の主権の活動の基本的な目標は政治上人民に在るべし」といふ意味に用ひらるゝ。この第二の意味に用ひらるゝ時に、我々は之を民本主義と訳するのである。第一の意義は全然別個の觀念なるが故に、又全然別個の訳語を当て箝めるのが適當だ。而して従来通用の民主主義といふ訳語は、此第一の意味を表はすに恰かも適當であると考へる。⁽¹⁴⁾

この文章を読めば、「民本主義」論では、實際に国家主権が発動される場にかにして「人民」の意志を反映させるか、またその制度を保障する立憲主義の精神をどのようにして貫徹させるか、に彼の関心があつたことを読み取れよう。その意味において、帝国憲法下の天皇は政治権力の主体として存在意義を持つのではなく、その主体を掣肘する「人民」を統括する役割を果たすものと、吉野には思われた。「民主主義とは、文字の示すが如く、「国家の主権は人民に在り」との理論上の主張である。されば我国の如き一天万乗の陛下を国権の総攬者として戴く国家に於ては、全然通用せぬ考である」⁽¹⁵⁾と述べていることに、そうした関心のあり様を窺える。「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」では、その具体的な改革の内容として、世論の政治参加を阻害する勢力として立ちはだかる元老・貴族院・枢密院の改革が唱えられ、また選挙制度改革案が提示されているが、その目的は、主権の行使に関わる実質的勢力としての「人民」の政治参加を促進させる環境を整えることであつた。

ここには、政治概念の自律性を獲得するという吉野の関心が顕著に現れている。「民本主義は政治上の主義であつて法律上の説明ではない。法律上主権は君主に在りとして、其主権者が主権を行用するに当り、如何なる主義方

針に拠るべきかといふ時に、民本主義は現はれるのである」と述べているのは、吉野が天皇親政論⁽¹⁶⁾ 天皇大権論を批判して天皇超政論的な立場から「民本主義」の意義を捉え、主権の所在ではなく主権の行使という実際の政治的作用の及ぶ場にこそ有効な政治理論を模索していることを示している。ここに、政治学の国法学からの自律を企図して、国家主権の概念を「所在」と「運用」の二方面に分けた、吉野の学問的成果を読み取れる。その上で吉野は、具体的に普通選挙制度に基づく政党内閣制・議院内閣制を支持し、それによって「人民」が議會を監督し、議會が政府を監督するという、代議政治を実現させようと考へた。実際の政治機構の中では、「民本政治であると同時に貴族政治」を推し進めるのが、代議政治の本質だと述べている。すなわち、「此關係を政治的に見れば、多数の意嚮が国家を支配するのであるけれども、之を精神的に見れば、少数の賢者が国を指導するのである。故に民本主義であると共に、又貴族主義であるとも言へる」⁽¹⁷⁾ のであり、議員が「人民」を絶えず指導し、かつ「人民」の監督を受けるといふ關係を樹立することが、代議制を運営するに必要であると理解されていたのである。デモクラシーを機能させる要因として重視されたのは、「人民」の政策的判断よりも道義的判斷能力である。この立場は、一九二〇年代半ばに無産政党的旗揚げに与する時期に至るまで、吉野の思想構造の重要な一歩をなしている。

吉野においては、「民衆政治が国体に反するという謬見」こそ、近代日本における天皇の意味とは相容れないと考へられた。「民本主義」論では、いままで一部の特権階級によつて独占されてきた政治権力への国民の参加を推進し、天皇と「人民」の距離を近くするという考へが抱かれていたのである。吉野が、「過去に於て皇室と人民とが、最も密接に人情に依つて結び附けられて居つたといふことを以て、此の国体觀念の基礎を説明しなければならぬ。然らば現代に於て君民同治を理想とする所の民本主義の政治は、正に此の君主と人民との人格的關係を益々涵

養するものではないか⁽¹⁸⁾と述べているのを見れば、彼の唱える立憲主義とは、帝国憲法の下で政治的領域の確立を目指し、その憲法的位置付けを行って、その精神の制度的発露の場を創りだす試みであったことを理解できる。

しかしながら、「君主と人民との人格的關係」と言われる時、すでに帝国版図の内部に包摂されていた植民地住民が、吉野の設定した政治領域に参加することは予期されていたろう、という点に注目する必要がある。ここでは、「民本主義」論によって政治的主体が立ち上げられる際に働いている力学が問われなければならない。吉野は一九一六年三月から四月にかけて満洲・朝鮮を訪れているが、すでに「民本主義」論を発表し帝国内部の政治領域を確定する作業に取り組んでいた彼が、その段階で植民地住民の主体の立ち上げ要求を予期していたことを、この行動からは十分に窺える。その旅行の成果を受けて、吉野は同年六月に、初めて朝鮮統治を批判する論説「滿韓を視察して」を世に問うており、この論説は「民本主義」という立憲主義的立場を帝国内部の植民地住民にも適用するという内容を含んでいない。それでは、帝国日本の支配政策が植民地ナショナリズムからの抵抗にあう地点において、政治的主体から排除された〈外部〉の存在とは何か。その問題を、吉野の植民論から窺うことにしよう。

二 植民地統治批判論の位相——〈外部〉への同化の眼差し

世界戦争を契機とした国際秩序形成の再編が、植民・被植民の關係の揺らぎとして現実化する場面において、吉野はそれを国家内部の動揺と捉えて、次のように記している。

人種關係に於ける自由の要求の如きは、近来一般に此關係の複雑なる国家を悩まして居る。而して之れ亦時勢

当然の要求に出で、如何に国家統一の妨げになればとて到底之を抑ふることは出来ない。(中略)同じやうな問題は近く日本に於ても朝鮮との間に起ると思ふのであるが、我々は日本帝国の立場から、朝鮮によつて統一的結束の累せらるゝことを欲せざると共に、又朝鮮人の自由開発の要求に向つても、大に之を聴容するの寛量を示さなければならぬと信ずるものである。⁽¹⁹⁾

こうした問題関心から、従来政治権力の行使に参与することのない非主体的な存在としての植民地住民からの異議申し立てにどのように応えるのかという問題を、吉野は主題化する。一九一六年六月に発表された「滿韓を視察して」において、朝鮮については「恩威並び行ふといふこと」、すなわち「一視同仁政策」の遂行を基本姿勢として、これまでの総督府の同化主義政策に対して疑問を投げ掛けている。ここでは、朝鮮における「民族心理」を尊重するという立場から、本国への異議申し立てを行なうナショナリズム運動の意義を容認する姿勢が示された。

要するに、異民族を統治して、之より十分の心服を得るといふ事は全然不可能でないとしても、非常に困難なものである。従つて予一個の考としては、異民族統治の理想は其民族としての独立を尊重し、且其独立の完成によりて結局は政治的の自治を与ふるを方針とするに在りと云ひたい。⁽²⁰⁾

「政治的の自治」とは帝國的結合の再編を企図する議論であり、植民地における不平等を「一視同仁」の精神において克服し、その先に自治論を適用するという立場の表明である。吉野は続けて、「同化は決して政府のみの事業では無い。国民的事業である。官民合同の非常なる努力を以て後初めて成就し得べき事業である」と述べている⁽²¹⁾が、こうした立場は、従来の同化主義を批判した上で、新たな同化を目指すものではないか。すなわち、その立場

は、「恩威」に与かる（日本人になること）を、吉野が誘引していることを示しているのではないだろうか。

「朝鮮問題は近き将来に於て我国内政上の最も重大なる問題たるべきは、今度の戦争によつてあらはれた民族主義の潮流の如何に大なるかを観ても察せらるゝ」という文章からは、植民地問題を内政問題として扱うがゆえに、「民本主義」の進める政治参加原理の正統性を揺るがす存在としての植民地ナショナリズムに向き合わなければならぬ地点において、非植民者の主体を立ち上げることが、国家内部における政治領域の動揺に発展する事態として予測されていたことを窺えよう。「民本主義」論とは、こうした〈外部〉を設定することにより可能となる〈内部〉的言説である。「一視同仁」の精神を植民地政策に貫徹させるという立場から示される個人の平等化は、植民地という〈外部〉と、それとは非対称的な関係にある〈内部〉の政治的相互承認を目指す論理として機能した。

ここで吉野が直面しているのは、植民地問題の所在を否認し従来の帝国主義的膨張を続けるか、植民地帝国の内部における異議申し立てに応じ帝國的結合再編の議論を提示するかという岐路である。戦争を契機として、すでに帝国主義と植民地主義の予定調和的な関係が正統性を失った後に、いかにして帝國的結合を再編・維持するかという関心のあり様を、吉野のテキストからは端的に見て取れる。

吉野は戦後、「十九世紀の帝国主義的の時代から、今や講和会議を経て新しい国際民主主義の時代に移ると云ふことを、歴史的に殊に極く最近の歴史に依つて不完全ながら証明致したいと思ふ」と述べているが、「国際民主主義」とは、戦争が促す国際関係の変動を支える新しいイデオロギーであると同時に、帝国内部における植民・被植民の関係をも動揺させる事態に対処するイデオロギーとして要請されたのである。

三 「世界の大勢」と帝国の改造問題

世界戦争は、戦後の新しい世界秩序の形成を睨んだ米ソの対立を顕在化させる形で終結した。両国による非併合・無賠償・民族自決を掲げた講和案の提唱は、戦争終結に前後するロシア革命の勃発と植民地ナショナリズムの高揚に対処せざるを得ないという状況における、ウィルソン主義とレーニン主義の抗争の開始を意味していた。

吉野は特に、国際関係と労資関係こそが、戦後の「世界民心の道義的自覚」に基づき主題化されるものと考えていた。ヴェルサイユ会議の成果を「講和会議は兎も角も動かすべからざる道義的精神によつて支配された」ものとして理解し、また今日の労働者問題は「労働者に正しき地位を保障すると云ふ事」⁽²⁵⁾がその目的となつていて、東アジアにおけるナショナリズム運動の高揚、日本における労働運動・社会運動・普通選挙運動への対応を、「少くとも我々は将来の帝国経営に於て世界の大勢と没交渉に国運を指導すべからざるの明白なる覚悟を要する」という立場から、言説上に主題化するのである。「内政にあつては民本主義の徹底」、「外政に在つては国際的平等主義の確立」⁽²⁷⁾が迫られていることを、吉野は東アジアの政治体制に及ぼすウィルソン主義のインパクトにおいて捉えていた。「米国の参戦は人類幸福の根本なる崇高なる原則の爲めである。近代に於て政治上や経済上の争ひを外にして、純然たる主義又は理想の爲めに国運を賭して戦争したのはたゞ米国あるのみである。即ち米國は戦争に対して、新紀元を劃したものである」⁽²⁸⁾とは、そうした立場の端的な表明である。

ここで、吉野における国内体制の転換と国際政治の変動の関わりを考えると、デモクラシーへの転換と並んで検討すべき課題は、国際共産主義運動の持った歴史的意味である。これは米ソの軍事的対抗という現象に矮小化す

ることのできない、より体制の正統性に関わる争点であった。そもそも、西欧諸国に限らず日本においても、民主制への転換は、社会民主主義勢力による共産主義との対抗の中で進められた。そこでの争点は、「持たざる者」の勢力が台頭する中で、普通選挙と議会制を通して多数者の利益を実現できるのか、あるいはその多数者による革命と独裁こそが現実的な政治戦略なのかという点にあったが、「持たざる者」の政治的支持を求め、旧来の寡頭支配の打破を掲げる点では、社会民主主義もコミニズムも同じ地点から出発していた。一九二〇年代の政治情況は、それまでの政治体制の刷新を求める運動が、議会制民主主義を模索する者と、革命政権の樹立を求める者に分かれ、両者が競合しつつ既存の寡頭支配に挑戦するというものであった。⁽²⁰⁾吉野のウイルソン受容という選択にも、そうした情況が反映している。

本節ではまず、当該期において植民地のナショナリズム運動に対応する中から、帝国の再編を議論することはどのようにして可能なのか、という問題を見てみよう。パリ講和会議は、日本も含めた西側諸国にとっては、戦後の世界秩序形成を議論する重要な場であった。日本はこの会議に、折から日米間で懸案となっていた人種差別問題を打開すべく、人種平等案を提出し、白人種と黄人種との差別待遇の撤廃を訴えた。この議案は本来移民排斥問題に見られる人種間不平等を是正する目的に基づいて提出されたものであるが、その提案が意図せずしてアジアにおける植民・被植民の關係に見られる不平等の問題を議論の対象として浮かび上がらせたのである。⁽³⁰⁾それに応じる形で、吉野の植民論も展開を見せた。その議論の展開は、列強の支配に苦しみ、いまだ近代国家化を成し遂げていなかった中国のナショナリズム運動、また日本の武断的な統治のもとに置かれていた朝鮮の解放運動からする、諸列強の帝国主義的政策への異議申し立ての結果であった。吉野はこうした社会情況を見据えて、被抑圧者側の権利獲

得の問題として、移民問題と植民地問題に現れる不平等を、差別として同じ土俵に引き上げて論じたのである。

人種的差別撤廃運動の如きも、理義に徹底した立場から、全然利己的動機を離れて民族関係に於ける正義の眞の要求として之を唱へるでなければ權威がない。(中略)

吾々は昨今の人種的差別撤廃運動者に向つて朝鮮統治策の理否に注目を怠らざらんことを希望せざるを得ない。今日我國の法制が朝鮮人に与ふるに著しき差別的待遇を以てせる事は隠れもない事実である。(中略)一例を採れば朝鮮人の子弟は全然日本人児童の学校から除外されて居る。(中略)斯くの如きは学童問題を以て桑港当局者の非を鳴らした日本民族の公然と誇示し得べき出来事ではない。⁽³¹⁾

従来、植民・被植民の関係における不平等は差別とは認識されていなかったが、吉野は「甲に向つては正義と公平とを求めて、乙に向つては非義横道を逞うする輩」⁽³²⁾の利己的な態度を批判して、帝国内部における不平等に対する異議申し立てを行なう「民族関係に於ける正義」を立ち上げたのである。そして講和会議の最中に、その内容を不服として、アジアにおける日本帝国主義の膨張に対抗する動きが、三・一運動として現実のものになると、折から日本の植民地統治における差別待遇の撤廃を主張することとなった。

吉野は、運動の主体を一部朝鮮人あるいはアメリカ人宣教師など第三者の扇動によるものであるとする見解を却け、民族自決主義を主導する立場から従来の同化主義に異を唱えている。「事大主義が朝鮮人の独特の国民性である」という考えは誤りであると指摘した上で、「所謂我邦の識者が亡国の朝鮮あるを知つて、興国の朝鮮あるを知らなかつたのが、実に我邦の朝鮮統治を誤らしめた最大の原因ではあるまいか。何となれば若し吾々にして朝鮮人

民の他の一半が、実に愛国的獨立心に燃えて居る、否之れに目覚めんとしつゝ、あるといふ事を知つて居つたならば、モウ少し變つた政治の遣り方をした筈であると思ふからである」⁽³³⁾と警告した。このように「興国的朝鮮」の存在を認めて、朝鮮の民族運動の意義を「僕の趣意は朝鮮民族獨立運動の根本的動機には道德的なものが有ると云ふ点である」⁽³⁴⁾とする立場から、「僕は多年の學術的研究の結果として此処に断言する。同化は先づ殆ど不可能である。若し朝鮮人を形式的に日本人たらしめんとするのが朝鮮統治の理想であるならば、これ程非科學的な事はない」⁽³⁵⁾と述べ、植民統治の改善を求めるのである。

同化政策を批判する吉野がその改善策として示したのは、植民地自治という立場であつた。当該期に民族自決主義の潮流が東アジアにも波及していく過程で日本政府のつた植民地統治方針は内地延長主義であり、植民地における現地人の政治参加に関する権利実現をその枠組みで行なうとすれば、本國議會への植民地代表議員の選出を認める方向に論理的には行き着く。しかしながら、三・一運動以後、特に一九二〇年代の「文化政治」期には、朝鮮議會の設置をも含んだ「朝鮮自治論」が、植民政策学者のみならず政治指導者、さらに朝鮮總督府関係者の間からも提唱され、それは限られた範囲ではあれ植民地住民に参政への道を開くという内容を含んでいたのである。⁽³⁶⁾

そうした潮流において、吉野の自治論の特質はどのような点にあつたのか。帝国内部の政治的領域の確立を圖つた吉野が、植民地からの抵抗にあう地点において、植民地住民にはどのような視線を投げ掛けていたのだろうか。

朝鮮人に全然日本人と同一の態度を求むると云ふ事は、最後の到達点であつて決して出発点ではない。朝鮮人が法律上日本人だからと云つて此の前提の下に政策を決定しやうとするなら、それは法律を知つて政治を知ら

ず、従つてスタートと決勝点を混同するものである。⁽³⁷⁾

この文章を読めば、吉野の苦悩は、植民地が法的に日本の領土となり、植民地住民が日本臣民となつたからといって、直ちに立憲主義を植民地に適用できないところにあつた、と考えられる。同化主義を批判して自治主義を掲げるといふ吉野の立場は、当該期には植民地における政治主体の確立を否定するという立場をも意味していた。その上で、「日本人になること」を「最後の到達点」として求めているのである。吉野において、植民地問題は、「要は第一歩の踏み出し方如何に在る」⁽³⁸⁾のであって、現在の同化主義は、「同化政策とは云ふもの、実は全然日本人と同じ者となれと云ふのでなく、日本人の云ふ通りの者になれといふ要求」⁽³⁹⁾である点において誤りなのである。

吉野は民族自決主義の立場に依拠しながら、朝鮮人に対する差別的待遇を撤廃すること（「一視同仁政策」の実行）、武人政治をやめること、従来の同化政策の破棄、言論の自由の保障を唱え、それまでの朝鮮統治の誤りに対して、当局と内地側の「自己反省」がないのを批判することから、日本臣民としての平等化の論理を指し示した。⁽⁴⁰⁾

「僕は日鮮融合提携を以つて東洋平和の根軸であり、又日本の対東洋策の根幹であると考へて居る」⁽⁴¹⁾と断言する吉野は、危機的情況に立たされた既存の植民統治を批判した上で、「朝鮮統治の根本方針としては、此の日本民族と朝鮮民族との東洋の平和に対する共同の使命或は日本と朝鮮とが充分に融合した上で、其上に一の大目的を定め、其大なる目的の為に、日本民族は日本民族として、朝鮮民族は朝鮮民族として、各々其特徴に従つて貢献するの途を講ずるに在る」⁽⁴²⁾と述べ、日本の新たな大陸政策遂行の内に植民論を展開する。その文脈において吉野の自治論は、日本と朝鮮それぞれの民族が各々の役割を果たすことによつて帝國的結合を再編するという内容を示すもの

で、「民本主義」が保障した選挙権や議会政治の施行を植民地に可能にするものではなかったのである。植民地における自立化の要求を、吉野は周到に政治的主体の立ち上げの問題とはずらして論じている。

また吉野は、『台湾青年』発刊に際して「祝辞」を送り、その中で台湾における文化運動を「深き歴史と民族性に根柢すべきもの」と理解した上で、「諸君の文化的に独立するのは、真に内地人と協同せんが為めです。(中略) 凡て協同の基礎は独立です。独立なしの協同は盲従です。隷属です。我々は日本国民として、斯の如き隷属的民族の存在するを好みません。台湾人が法律上日本国民として、我々と提携する前に、我々は、台湾人が先づ独立の文化民族たる事を要求します。独立とは只法律上の命令者に反抗する事ではありません。独立の人格者たる事です」⁽⁴³⁾と述べているが、ここで吉野が台湾人をあえて「文化民族」として立ち上げていることには、どのような意味があるのだろうか。それは、政治的主体としての植民地住民を否定し、日本国民としての存在意義を改めて位置付け直す意味を持つのではないか。

帝国主義や植民地主義の力学を、植民地住民からの一方的な搾取や植民地住民への支配においてのみ理解することはできないであろう。帝国主義や植民地主義が機能する場合は、本国国民とは明らかに不平等な地位にあり差別された人々が、それにもかかわらず本国国民のようになりたい、という欲望を持ち続けるような機制の働く場を指すのである。吉野は朝鮮統治を政治の問題として捉えることは、へ日本人になること^をを「最後の到達点」として求めるものだと述べていたが、この論理は、日本国民として認めて欲しいという願いを抱く人々に対して、その可能性を開く意味合いを持っているのである。吉野がここで本国と植民地の協同を前提とした上で、「台湾人が法律上日本国民」となる前に「独立の文化民族」となることを求めているのも、現に行なわれている帝国日本の植民政策

について、民族自決権を後ろ盾にした同化主義批判というスタンスをとることによって、新たな同化の眼差しを植民地住民に注ぐという意味を有していた。

四 「政治学の革新」とは何を意味しているのか

ウィルソンの十四カ条がロシア革命を意識しており、戦後の西欧諸国における民主化が各国国内における共産主義運動との対抗を抜きにしては考えられないように、革命政権の脅威は単なる軍事的封じ込めでは解決できないものであった。日本においても、マルクス主義の浸透により、デモクラシー運動はその転換を余儀なくされた。

その関心は、たとえば戦後に「民本主義」と「社会主義」の関係を論じた吉野の論説にも顕著である。吉野は「民本主義」と「社会主義」は両立すると述べた上で、ただし「過激主義」＝ボルシェヴィズムとは相容れないことについて、「民本主義者は必ず社会主義者であるとは限らないが、然し社会主義者であつても妨げはない。けれども断じて過激主義者たる事を得ざるものである」と述べていた。⁽⁴⁴⁾吉野によれば、かつて社会主義者は「極端な物質主義の立場」に立つてきたが、それにはまた「相当の理由」もあった。けれども十九世紀初めに世界を風靡した「物質主義」の思想は次第に衰え、最近代わつて「理想主義的、精神主義的思想」が起こってくるのにもなつて、個人を完全に救済するには「精神問題」の解決を要し、しかもそのためには「生活問題」をも考慮に入れなければならないという状況が生じているものと考えられたのである。このような情勢において、「精神主義の立場に至つて社会主義の理想を主張する」とともに、「私は社会改造と云ふ上から今日矢張り社会主義の立場を執るものであるけれども、社会改造運動の背景を為す思想としてはどうしても物質主義の立場は駄目だと信ずる」と理解し⁽⁴⁵⁾

たのである。ここで吉野は、論壇の関心が一転して労働問題、社会主義に注がれるという状況において、あくまでボルシェヴィズムに対抗しつつ、「民本主義」論の企図した政治概念の自律性獲得の問題にこだわっていた。

長谷川如是閑は戦後に「政党主義の樹立と其自壊作用」を発表し、その中で、「労働運動は本質上、政治否認であるべき筈である」とした上で、「所謂「政治」によつては、社会の進行は困難となり、新たに「社会的」なる運動が起つて、これに変わることになる。それは、立憲主義でもなければ政党主義でもない。さういふものゝ、自己破壊から、新たに起る新しい意味の政治なのである」と述べているが、この文章は「民本主義」の時代が一九二〇年代に入つて急速に転回する状況を巧みに表現したものである。それは一般に「社会の発見」と呼ばれる思潮を指しており、労働運動・農民運動・社会主義運動の左傾化とともに進化した政治否認説の台頭を象徴付けていた。

そうした「社会の発見」という思潮の中で、吉野は国内の階級問題に対処するために、「文化科学としての政治学」を立ち上げる。一九二〇年代の吉野は、国際共産主義運動のインパクトを受ける形で、社会民主主義とコミニズムの岐路を見定め、前者の立場から改めて政治領域の設定を試みるのである。「戦争以前の政治学に在つては強制組織としての、国家其物が絶対の価値であつた」⁽⁴⁷⁾としながら、それからの転換を次のように説明している。

我々は日常の用語例に於て国家と社会とを混同し、国家の文化を進めるとか、日本帝国の精華を誇るとか云ふけれども此場合の国家は日本民族の社会生活を意味するのである。政治学で国家と云ふ時には、専ら其社会生活が強制組織に於て統制されたる方面のみを着眼しなければならぬ。⁽⁴⁸⁾

このように吉野は、政治学の対象とする国家を「日本民族の社会生活」という領域として設定し、社会の構成員

である「民族」を政治的主体として立ち上げると同時に、伝統的な国家学が前提とした国家概念の所与性の解体を企図したのである。

政治学の着眼点が、右のやうに變つた結果として（国家組織が社会維持の手段になつた事態を指している——注）起る一つの著しい現象は其倫理学との提携である。人文の進歩の爲めに国家は何を爲すべきや、強制組織は如何に構成され、又運用されべきやを論ずるものとして政治学は或意味に於て国家の倫理学であるといへる。⁽⁴⁹⁾

ここで吉野は、政治学の課題に強制組織としての国家制度の運用をいかにして成し遂げるかという問題を置きつつ、「国家の倫理学」という言葉でもつて「社会—民族」内の全体と個の關係を弁証している。すなわち、国家のために行ふことそれ自身の上に絶対の倫理的価値を認めた国家学を否定し、「国家をして善を行はしめ」る共同体⁽⁵⁰⁾の確立のために「政治学は初めて文化科学として重要な位置を占めること」になつたと、吉野は言うのである。

当該期に「社会改造」の理論的論拠として注目されたのは、クロボトキンの『相互扶助論』やラッセルの『社会改造の原理』であり、それらの読みの問題が「社会の発見」を自らの課題の内にかに主題化するのか、という課題を提起した。吉野は一方において言論の統制を敷く国家権力に対抗しつつ、また同時に社会の組織全体を破壊せんとする「絶対的無政府主義」の動きも意識しつつ、国家・社会・個人の關係を主題化する。

「社会の発見」という思潮には、国家も他に存在する様々な社会集団の一種であるとする多元的国家観の影響が顕著である。吉野もまた、「共同生活の秩序を維持する統括原理に關しての今日の通説は多元説である」⁽⁵²⁾ことを認めた上で、次のように述べている。

新国家観は、旧式の国家主義に反対する。国家主義に反対すると云ふ事は国権が即ち社会生活の唯一の統制原理なりとする論者の屢々憂ふるが如き団体生活其物の根本的破壊を希望するものではない。又絶対的無政府主義者の空想するが如き権力其物を全然無用有害とするものでもない。只権力の濫用に反対し、権力一元の謬説を排斥し、権力の運用をして其適當なる分野に止り、道義の要求と合致せしめ、以て真の鞏固なる社会生活の維持と發達とを図らんとするものである。⁽⁵³⁾

この文章を読めば、「社会の發見」が國家的価値の相対化と並行して進んでいることを読み取れよう。そしてここで言われている「真の鞏固なる社会生活」が、「日本民族の社会生活」を指しているのは明白である。吉野は、国家を社会生活の内、権力によって維持されている方面に限定し、その立場から、国家を団体の部分的要素に引き下げ、新たに社会という共同体内部の政治倫理を確立しようと試みたのである。

「所謂権力のみが、我々の団体生活を可能ならしむる所以の唯一の原理で」あるかのごとく考え、それゆえ「団体生活統制原理に関する理論として、権力一元説を取る立場」から「社会即ち国家」なる国家観を保持しようとする「指導者階級の国家観」に対して、「無政府主義」の立場は「即ち権力の否認であつて――委しく云へば、権力を以て社会秩序の唯一の根源とする立場を排斥するものであつて、結局に於て世の中の事はすべて道理によつて解決せしめんことを主張するものに外ならない」として、国家至上主義、国権万能主義に対抗する姿勢を打ち出した。⁽⁵⁴⁾ その結果、「どう云ふ原則の下に権力の活動を支配すれば社会生活が旨く行くかを説くのが政治学の任務となつた」⁽⁵⁵⁾ と言うのである。

このように吉野は「無政府主義」の意義を認めつつも、「無政府主義」と「絶対的無政府主義」を峻別し、専ら前者を支持する立場からクロボトキンの理論を再解釈し、相互扶助の論理に基づいた共同体構想を唱える「絶対的無政府主義」を批判した。「予は無政府共產主義には勿論反対であるが、クロボトキンの思想の中には、色々の点に於て多くの共鳴するものを見出して居る一人である」として、⁽⁵⁶⁾ 共產主義者の「無政府主義」理解を換骨奪胎しながら、「無政府」状態の意味を、強制組織は存在するのだが、それが共同体内部の生活を迫害しないものとして位置付け、それによって却って社会生活の維持が円滑に遂行され得ると考えたのである。その文脈においてのみ、吉野は「無政府主義者」である。「無政府主義と主権者との関係」⁽⁵⁷⁾を説いた、次の文章を読んでみよう。

即ち我が皇室の国民に対する関係は、命令服従の形式的なものでなく、モット深いモット高い道德的關係に在るのである。故に斯る強制関係を超越した即ち無政府的境地に美しき我国君臣の情誼を安置すべきであると思ふ。無政府主義は強制組織の否認である。其結果として主権者を如何するかといへば、之を排斥すべしといふ議論もあり得れば、之を道義的に更に高尚な国民的尊崇の中心にせよといふ議論も成り立ち得る。無政府主義を斥くるに急にして、主権者といふ文字に拘泥するは、寧ろ皇室の道德的尊嚴を蔑にするものではあるまいか。若し無政府主義といふ文字を後説の様⁽⁵⁸⁾に解すれば、平和なる家庭に命令服従の水臭い関係がないと同じ意味に於て、我国体の如きは寧ろ無政府的なるを誇とすべきものではあるまいか。

吉野は、皇室と「国民」がともに強制関係を越えた「モット深いモット高い道德的關係に」基づき、共同体において生活することから「無政府」的状态になれば、そこに主権者としての意味は昇華され、政治組織が完成される

と述べている。「日本民族の団体生活」という共同体の不可侵性を担保した上で、吉野は、その共同体たる社会を権力でもって支配する国家主義と、ややもすれば権力の排斥と社会そのものの破壊を同時に進めかねない「絶対的無政府主義」の両面に対決しつつ、「道義」でもって支配する共同体社会の結合を描きだしたのである。それは、nation の中心としての天皇と「国民」が一致した社会の確立を目指すものであろう。

五 むすび

本稿において特に吉野の政治思想を「帝国改造の政治思想」と位置付けることは、先行研究との歴史的視座の違いという問題に関わっていた。すなわち、世界戦争を契機として既存の支配原理の正統性が疑われるという場面において政治概念の自律性獲得を企図した吉野が、否応なく政治学的領域そのものを崩壊させかねない不安定要因を自らの議論に取り込む形で、直面する課題に向きあわざるを得なかったこと、その意味において植民地という「外部」からの抵抗にあう地点において「内部」を立ち上げるといふ困難性を引き受けていたことを、本稿では重視したのである。私のそうした関心は、吉野のテキストに刻印された「帝国主義や植民地主義の機能する場」を明らかにするということに基づいている。世界戦争は確かに、植民地を政治的にも経済的にも支配することを目指した帝国主義的政策の正統性を揺るがした。しかしながら、それに代わる政治・経済システムを追求する議論が、帝国主義や植民地主義の機制から自由になっているとは言えないのである。

一九二二年六月、吉野は「感想一篇―板挟みになつて居るデモクラシーの爲めに」と題された論説において、「今頃デモクラシーを担ぐ間拔があるか」との世の批判に抗して、「僕は今なほ団体生活上の或る意味の理想とし

てデモクラシーを奉じ、政治上の制度としても所謂デモクラシーに執着して居るものである⁽⁵⁹⁾と記している。ここには世論を政治的主体として立ち上げ、その世論が円滑に政治上の主権運用に携わるシステムをいかにして作り上げるかという吉野の関心が継続している様を窺い知れる。そしてこの関心は、一九二〇年代半ば、無産運動が高揚する中においても、世論はあくまで政治を監視する勢力として存在意義を持つのであって、直接に政治を運営する主体とはなり得ない、という主張に受け継がれていく。また近代日本における政治意識の生成を歴史的に跡付ける作業が、この主張と並行して明治文化研究として実を結ぶことになる。

吉野の議論の斬新さは、世界的な同時代性に敏感に反応しながら、自らの直面する課題の内に時代の諸矛盾を主題化していったところにあるだろう。世界戦争の後には、日本もまた戦中・戦後の世界的な構造変動と無関係ではあり得なかったのだとするなら、東アジアの政治・経済システムが国際関係の強い規定性のもとに組み込まれる過程で、帝国日本の改造が必然的に直面せざるを得ない諸課題に取り組む議論を提示したのが、吉野であった。そのテキストは、様々な可能性を含みつつ展開する一九二〇年代にあっても、確かに一つの道筋を指し示すものであった。

注

(1) 吉野のテキスト読解に、「戦後民主主義の源流としての大正デモクラシー」という歴史的視座を持ち込んだのは、松尾尊兌である。松尾は特に、吉野の「民本主義」論と「国際民主主義（『帝国主義批判』）論」に着目し、その発展段階の内に「戦後民主主義」思想の成立を位置付けた。そこでは、戦後の国民民主主義と植民地を失った時点で「帝国主義批判」と繋がる「可能性」が、当該期の吉野の「民本主義」論と「帝国主義批判」論に徹底して読み込

- まれたのである。しかし、戦後日本の社会情況において自らが拠って立つ立場を正当化する目的に基いて、事後的・目的論的に吉野の思想の中にそれへの「可能性」を問うという視座をとる限り、「大正デモクラシー」の可能性は「戦後民主主義」の成立史の内に回収されてしまう。その作業において、世界戦争期の吉野が課題とした「改造」の試みが、「戦後民主主義」とは異なる位相において存在していた様が批判的に捉えられることはない。そうした知的情況を踏まえるなら、本稿では戦後の国家的枠組みを過去に投影した議論を相対化すると同時に、吉野のテキストをもう一度当該期の思想情況に戻して考える視座が設定されなければならないだろう。詳細については、平野敬和「書評 松尾尊兌著『民本主義と帝国主義』」(『史林』第八十三卷第二号、二〇〇〇年三月)を参照されたい。
- (2) 吉野作造「改造とは何ぞや」(新人会編『民衆文化の基調』所収、聚英閣、一九二〇年七月)一六三―一六四頁。
- (3) 吉野作造「改造とは何ぞや」一八九頁。
- (4) 吉野作造「改造とは何ぞや」一八七頁。
- (5) たとえば、松本三之介『明治思想史―近代国家の創設から個の覚醒まで―』(新曜社、一九九六年)は、そうした関心に基づいて書かれた、近年の代表的な通史的叙述である。本書の特徴は、明治期の思想の内に「個の自立」の成立過程を読み取り、その成果としての「大正デモクラシー」思想が展望されている点にある。
- (6) 松尾尊兌は『民本主義と帝国主義』(みすず書房、一九九八年、二〇七頁)において、「同化政策への是認から否認への吉野の転換。これをもたらしたものは、根本的にいえば、日本の内政問題において、普通選挙を否定する主民主義から、これを肯定する民本主義への転換をもたらした愚民観の克服であろう」として、一九一六年一月に発表された「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」と、同年六月に初めて植民地統治批判論として提示された「満韓を視察して」をもって、吉野における民衆観の共通の転換を読み取っている。また三谷太一郎は『新版大正デモクラシー論―吉野作造の時代』(東京大学出版会、一九九五年、一五三―一五四頁)の中で、「吉野の民本主義論は本来国内政治を対象とし、それに関する原則として構成されたものであるが、民本主義はそもそも近代憲法に共通する普遍的精神であり、その適用範囲は一国にのみ限定されうるものではない」とした上で、「民本主義論の対外的適用とは、他国の民本主義およびその可能性を認識し、かつそれを尊重することである。それはいい

かえれば、他国のナショナリズムを理解し、尊重し、その中に流れる民本主義と提携することである。(中略) 吉野の中国革命および朝鮮論は、そのような民本主義論の論理的帰結の極限を示したものであった」と述べ、「民本主義」論の延長上に、吉野の植民論を位置付けた。

(7) 高田早苗「帝国主義を採用するの得失如何」(『太陽』一九〇二年六月)三十一—三十一頁。

(8) 日露戦争期の言説空間と当該期における吉野の論説の分析として、平野敬和「日露戦争期の吉野作造」(大阪大学文学部『日本学報』第十八号、一九九九年三月)を参照。

(9) 吉野作造「木下尚江君に答ふ」(『新人』一九〇五年三月)〔吉野作造選集』第一巻)八十一頁。以下、『吉野作造選集』全十五巻・別巻一(岩波書店、一九九五—一九九七年)からの引用は、『選集』と略し、巻数をその下に示す。

(10) 世紀転換期日本の知識人が示したへ内に立憲主義、外に帝国主義」という認識枠組みの発展段階の内に、世界戦争期の知識人のへ内に民本主義、外に国際民主主義」を位置付けてきた通説的見解が、ここでは問われなければならない。本稿の趣旨に従うなら、帝国内部の支配原理が動揺するという事態、すなわち立憲主義と帝国主義の関係が崩壊する事態とは、当該期の吉野が「外部」からの抵抗にあう地点において改めて立憲主義の立場からする「民本主義」論を提唱する困難性を引き受けたという事態を指す。

(11) 吉野作造「民衆の示威運動を論ず」(『中央公論』一九一四年四月)〔選集』第三巻)三十頁。

(12) 徳富蘇峰「時務一家言」(民友社、一九二三年)〔明治文学全集三十四・徳富蘇峰集』所収、筑摩書房、一九七四年)三二—三二頁。

(13) 吉野作造「蘇峰先生著「時務一家言」を読む」(『新人』一九一四年十月)〔選集』第三巻)一〇〇頁。

(14) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』一九一六年一月)〔選集』第二巻)二五—二五頁。

(15) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」二五頁。

(16) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」四十四頁。

- (17) 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」五十二頁。
- (18) 吉野作造「民本主義と国体問題」(『大学評論』一九一七年十月)五十三頁。
- (19) 吉野作造「国家中心主義個人中心主義二思潮の対立・衝突・調和」(『中央公論』一九一六年九月)『選集』第一卷)一三四頁。
- (20) 吉野作造「滿韓を視察して」(『中央公論』一九一六年六月)『選集』第九卷)十五頁。
- (21) 吉野作造「滿韓を視察して」二十九頁。
- (22) 吉野作造「朝鮮統治策」(『中央公論』一九一八年十月)『選集』第九卷)五十一―五十二頁。
- (23) 吉野作造「帝國主義より國際民主主義へ」(『六合雜誌』一九一九年六月)『選集』第六卷)三十七頁。
- (24) 吉野作造「国家生活の一新」(『中央公論』一九二〇年一月)『選集』第一卷)二二二頁。
- (25) 吉野作造「国家生活の一新」二二三頁。
- (26) 吉野作造「世界の大主潮と其順応策及び対応策」(『中央公論』一九一九年一月)『選集』第六卷)十四頁。
- (27) 吉野作造「世界の大主潮と其順応策及び対応策」十五頁。
- (28) 吉野作造「國際聯盟は可能なり」(『六合雜誌』一九一九年一月)『選集』第六卷)十二頁。
- (29) 藤原婦一「世界戦争と世界秩序―20世紀國際政治への接近」(東京大学社会科学研究所編『20世紀システム』1所収、東京大学出版会、一九九八年)四十頁を参照。
- (30) パリ講和會議に提出された人種平等案の内容とその審議過程、さらにそのインパクトを受ける形で示された諸言説の分析としては、大沼保昭「遙かなる人種平等の思想―國際連盟規約への人種平等条項提案と日本の國際法観―」(大沼編『國際法、國際連合と日本』所収、弘文堂、一九八七年)を参照。
- (31) 吉野作造「人種的差別撤廃運動者に与ふ」(『中央公論』一九一九年三月)『選集』第六卷)二十八―三十頁。
- (32) 吉野作造「人種的差別撤廃運動者に与ふ」三十一―三十一頁。
- (33) 吉野作造「興國的朝鮮の存在を忘る、勿れ」(『海か陸か』一九一九年七月)十一頁。
- (34) 吉野作造「朝鮮統治策に關して丸山君に答ふ」(『新人』一九二〇年四月)『選集』第九卷)一四六頁。

- (35) 吉野作造「朝鮮統治策に關して丸山君に答ふ」一四九頁。
- (36) 森山茂徳「日本の朝鮮支配と朝鮮民族主義——一九二〇年代の「朝鮮自治論」を中心として」(北岡伸一・御厨貴編「戦争・復興・発展—昭和政治史における権力と構想」所収、東京大学出版会、二〇〇〇年)を参照。
- (37) 吉野作造「朝鮮統治策に關して丸山君に答ふ」一四八頁。
- (38) 吉野作造「対外的良心の發揮」(『中央公論』一九一九年四月〔選集〕第九卷)六十一頁。
- (39) 吉野作造「外交上に於ける日本の苦境」(『婦人公論』一九二一年一月〔選集〕第九卷)一五九頁。
- (40) 吉野作造「朝鮮統治の改革に關する最小限度の四要求」(『黎明講演集』一九一九年八月〔選集〕第九卷)一〇三頁。
- (41) 吉野作造「朝鮮統治策に關して丸山君に答ふ」一四九頁。
- (42) 吉野作造「朝鮮統治の改革に關する最小限度の四要求」九十七頁。
- (43) 吉野作造「『台湾青年』発刊への祝辞」(『台湾青年』一九二〇年七月〔選集〕第九卷)二九二—二九三頁。
- (44) 吉野作造「民本主義・社会主義・過激主義」(『中央公論』一九一九年六月〔選集〕第二卷)一五三頁。
- (45) 吉野作造「社会主義の新旧二派」(有島武郎・森本厚吉・吉野作造編「私どもの主張」所収、文化生活研究会、一九二一年五月)三〇九頁。
- (46) 長谷川如是閑「政党主義の樹立と其自壞作用」(『太陽』一九二〇年八月〔長谷川如是閑集〕第五卷所収、岩波書店、一九九〇年)一〇三頁。
- (47) 吉野作造「政治学の革新」(『中央公論』一九二〇年一月〔選集〕第一卷)二三七頁。
- (48) 吉野作造「政治学の革新」二三七頁。
- (49) 吉野作造「政治学の革新」二四〇頁。
- (50) 吉野作造「政治学の革新」二四一頁。
- (51) 吉野作造「政治学の革新」二四一頁。
- (52) 吉野作造「言論の自由と国家の干渉」(『我等』一九二〇年三月〔選集〕第三卷)二九六頁。

- (53) 吉野作造「現代通有の誤れる国家観を正す」〔『中央公論』一九二二年一月〔『選集』第一卷〕〕二九四頁。
- (54) 吉野作造「現代通有の誤れる国家観を正す」二九二頁。
- (55) 吉野作造「現代通有の誤れる国家観を正す」二八五頁。
- (56) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究（二）」〔『東京朝日新聞』一九二〇年一月十六日〔『選集』第一卷〕〕二四二頁。
- (57) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究（五）」〔『東京朝日新聞』一九二〇年一月十八日〔『選集』第一卷〕〕二五〇頁。
- (58) 吉野作造「クロポトキンの思想の研究（五）」二五一頁。
- (59) 吉野作造「感想一篇―板挟みになつて居るデモクラシーの爲めに」〔『明星』一九二二年四月〕六十頁。
- 〔付記〕 本稿は二〇〇〇年度懷徳堂記念会研究助成金による研究成果の一部である。

(大学院後期課程学生)